



松下忠洋衆議院議員を囲んで

流域の土砂管理を主体として

期日：平成11年8月5日 場所：赤坂「山王飯店」

出席者：安江、瀬尾、保科、大田原、阿部、木村、黒川、福原、葛西、向井

多分野にわたってご活躍されている松下先生に、当財団が何をやっていくべきかについて論説の執筆をお願いしたところ、ご自分の思うところを直接センターに語りたいのご提案がありました。今回、松下先生のご厚意により、大変ご多忙のところを、長時間にわたって親しくお話をする機会をつくっていただきました。特に砂防関係者の方には貴重な資料となると思われるので、忠実に記録したものをご紹介することといたします。

●松下 今日、は、せっかくですから、いろいろな話をしたい。今、瀬尾さんは砂防技術研究所長ですね。砂防課のときに、砂防技術研究所をつくりたいと言ったのは私なんです。田畑専門官もいたので、ぜひ砂防・地すべり技術センターにそういうものをつくりたい。どういうように考えたかという、今ある砂防・地すべり技術センターは、現実の問題をきちっと整理してやっていく。現実対応というか、計画をつくっていく。しかし大事なことは砂防とか地すべりとか、がけ崩れとか土砂のいろいろな動きの問題で、もっと根本的に議論して整理しておいたりしなければならぬことがたくさんあるので、砂防技術研究所をつくって、そこで基本的なことはきちっと整理する。そこで整理されたものを事業をやっている皆さんの方に答えとして出して、地域から要請があったものを解決していくという基本的なものが必要だ。両方を丸ごとでやっていたのではどこかで妥協してしまったりする。しかも、土木研究所と違って、現実的な対応をしなければいけないところだ。地域の人たちが現実的な仕事の上で、根本的な問題、困ったときに対応してほしいということをつくったんです。

何をそのときテーマとして与えたかという、はっきり「これをしなさい」と言ったんです。それは「土砂の流域管理」なんです。これは砂防計画にかかわってくることであって、木村弘太郎さんが40

数年前くらいにつくった砂防の計画論というのは、土砂の流れている実態に合っていないんですよ。あれは、大蔵省に対して、従来、定性的な説明しかしておらず、砂防を定量的に説明して予算を獲得するために、調節量というものをつくって、それが10%で、将来の大きな崩壊に対応するために調節量で対応するんだ、そのためにダムをつくっていくんだということで、調節量の10%か20%というのは将来の大きな崩壊土砂量に対応してやるということだった。

それはそれで一応整理されたような形になるんだけれども、現実にもそのような土砂の出方があるのかということや、砂防ダムの施設ができていくと土砂の流出の仕方も変わってくるわけだから、今そういうことで直轄の砂防計画をしていないんですよ。

今、利根水系でも土石流砂防をやっているわけだから、そうすると土石流対策砂防というのは要するに地先砂防ですから、群馬県でやっていたら群馬県の地先の人が負担金を払わなければいけません。ところが利根水系砂防となると東京都民も3分の1の一部を負担するわけですよ。茨城県も負担するわけだし千葉県も負担しているわけですよ。それは上から下まで砂が一気通貫に流れていっているということをやっているんだけれども、土石流対策などはそうではない。

そうすると利根水系砂防を真正面から議論していくと木村構想でもなくなるし、直轄砂防の計画論でもなくなるし、極めてあやふやな問題になってくる。それだったら補助率を3分の1にしなさいということになるんですよ。直轄砂防でも本当に下流の方に影響のある施設なら3分の2やっていいですよ、しかし土石流の地先砂防だったらこれは3分の1でやって、あるいは急傾斜でやっているんなら2分の1でやって、あとは地元の県が負担しなさい、こういう形になってくるわけですよ。そういう準備をしておかなければいけませんと思ったわけですよ。

治山事業などを見ていると、上流の直轄治山などは、日光の奥の方でもやっていますが、あれは下の方の茨城県は負担していないですからね。我々は、上で治山事業をやるので、あるいは緑の森林をつくりたいので水源税を取りたいといって、やっては壊れ、やっては壊れているわけです。それを取りたくてしょうがないわけです。下流の東京都とか茨城県や千葉県から、上流で治山事業をしたり森林整備の仕事をしたりして緑を復活させるための事業に水源税として幾らかを負担してもらいたいわけです。ところがそれができていない。

ところが直轄砂防は現実には水源税に匹敵するようなものを取っているわけです。3分の2は国が持つ、3分の1は都道府県が持つ、その3分の1の負担割合は群馬県や茨城県、東京、千葉県まで含めて、東京や千葉県は少ないけれども、持っていて、明らかにそういうところから取っているわけです。そういう理屈になるわけです。だから治山の林野庁の仕事から見れば非常にうらやましいわけです。

そのような流れの中で、特に直轄砂防計画にしても説明し切れない。建設省に入ってすぐ木村構想を勉強して、どうも納得いかない。おれは頭が悪いのかなと思っていたんだけど、やはりどこか土砂の流れに無理がある。それで僕は砂防百年事業のときにみんなで議論をして、21世紀に向けて砂防は何をすべきか、100年たって何を勉強して何を課題として残したかということで、都市砂防だの流域砂防だの、土石流対策だの、ダム上流砂防だの、砂防の経済効果だのいろいろなテーマごとに分けてそれぞれ議論したんですよ。あれを見てもらうと今と大して議論は変わっていないんですよ。

そういうものをやったときに、僕は流域の土砂管理をすべきだと言ったんですよ。今日のテーマはそれなんです。それでいろいろな議論を始めたんだけど、だれも乗ってこないですね。当時、兵庫県砂防課長の内田さんだけが「そのとおりだ」と言った。

何をしたいかということ、土砂は基本的には流さなければいかん、海まで流そうということですね。それが害のないような形で流していけばいいんだ。その流すべき土砂は上流の水源山地を含めてどのよう

な状態で流域に存在しているか。あるところでは山が崩れて大規模崩壊になってどんどん出てくる場所もある。それからあるところでは地すべりがあって、今急には出ていないけれども、ひょっとして強い雨だったら一遍に出てきて、ダムアップするかもしれない。またあるところは表土が侵食されていて、とにかくザラザラ流れてくるところもある。またあるところでは山はきれいになっているけれども、溪流を見たら溪流にもすごく土砂がたまっているところもある。また何もなければ、きれいな山で溪流は岩盤だけれども、よく調べてみると将来大規模崩壊が起こると予測されるようなところもあるということで、土砂のあり方というのは流域でそれぞれ違うわけですね。

今言ったようにすぐ出てくるか、将来どうなのかということがあるので、それをしっかり把握して、河床もどかのようになっているかということも把握して、それを100年なら100年の間にどのように治めればいいのかということを考えればいい。例えば天竜川を考えてみればいいんだけど、右岸と左岸では全く違うわけで、「田切り」のある右岸と左岸側とは違うわけですね。そのときに同じ施設をつくって、木村構想というようなよく説明し切れないような計画をつくって流しているようではだめだ。仮に民家が沢山ある、そうするとそれは守らなければいけないから、ここは土石流対策が必要だと思ったら、そこを土石流対策として完全に土砂が出ないようにする。また、流木も出ないように工法にして守る。上流が荒れていなくてもそういうものをつくっておけばいいんですね。

それから、今まさに大規模崩壊があると言っているようなところには、徹底的に砂防事業をしていかなければいかんだろうと思うんですよ。それで全部止めてしまったりすると、下流は土砂を必要としているわけだからそれも問題となる。将来壊れるかもしれないが今は崩壊はなくきれいだ、あるいは河床には土砂がある、そういうところは土石流にならないように安全に流すような方法もあるかもしれない。そうすると、砂防工法を変えて、例えば橋本規明さんがやっている急流河川工法などをまねて、全部止めてしまわなくても、水制工をつくっていきな



がらできるわけです。また、大きな穴をつくった砂防ダムをつくって、大規模な山津波が来たときには止められるようなアーチ型のようなものをつくってあげればいい。普段は、土砂はそこを流れていい。

それから、ここは流木があったら流木を止めりゃいいんだし、土砂を止めようと思うんだったら杭を打ったり鉄を使ってやっていけば止まるわけで、今ある河川砂防技術基準に書いてあるようなものを、判を押したように同じようなことをするのは間違いだと思ったんですよ。僕はそれをずっと言い続けてきた。だから工法もそれぞれの流域に合った砂防工法が必要だし、流木止め工法が必要だし、溪流対策が必要なので、そういうことをしながら、河川が必要としている、海が必要としている土砂は流していくということをしなればいかん。



今出てきて困る土砂というのは、土石流で人が死ぬか、あるいは大規模な崩壊が起こってダムアップしてそれが一挙に流れてくるのに対応できるかということです。今、直轄砂防をやっていたって、これは怖いというところがあるかということ、大分違ってきただろうと思うんですね。そういうところはもっと流域の土砂管理という思想を入れて、どこにどういう状態の土砂があるのかということ全国の流域ごとに押さえていく。土石流溪流は土石流溪流として調べ上げるし、地すべり地は地すべり地でやる。それに対応して必要なものは海岸まで流していくという考え方でどういう工法がそれぞれに必要なのかということを考えるべきなんですよ。

それで僕は、天竜川が一番わかりやすいので何かそういうものをしようかなと思ってやり始めたことがあるんですよ。その相談に行ったらもう芦田さん*が始めているわけですよ。今横浜の市長をしている高秀さんが論文を書いているんですね。僕だって天竜を見ているとそう思うんですよ。それは芦田さんが知恵をつけたんですよ。芦田さんと話をしていたら、松下さんの言うとおりだ、現実に佐藤・吉川・芦田式を使って芦田さんは天竜川をモデルにして土砂の流出モデルをつくったんですよ。僕の思ったと

おりの感じになっているわけですよ。

でも、芦田式でやっても実際にドーッと出てくる土石流や地すべりの土砂を流すということはできないのではないかな、計算上どうなるかなと思ったけれども、何かやっておったよ。論文は論文でできたんだけど、論文だけでとまっておって実際に砂防計画でそれを応用している気配は全くない。僕はそこで河川砂防技術基準は無視して、太田切川で砂防をやるときに、そこにある岩を使って徹底的にやった。周りに石を全部並べて、河川全体が魚道になるような床止めをずっとつくっていったわけですよ。下から見れば床固工が入っているとは思わないです。でも勾配は緩和されているわけであるし、子供たちが遊びに来て、本当に一変するくらいの河川になっているわけです。現地の石をきれいに並べてやったわけですよ。初歩的だからちょっとなじまるところもあるけれども、そのような形にして、砂防技術書にとらわれなくて土砂を流す計画をつくっていかないと流域のことは下流にも説明し切れないですよ。

それで僕は国会に行ってから、そのことを議論したんだが、砂防でもなかなかできないんですよ。河川砂防技術基準があるんですよ、昭和51年から52年にかけてつくった。砂防の方では打萩さんが中に入って砂防計画論をやっていたんですよ。あの計画論を見てもまだよくわからないですね。説明し切れないですよ。あのときも流域全体を考えて許容流量を流していくこと、というようにしているけれども、あれはよく説明し切れないね。一生懸命覚えて暗記しても忘れてしまうんですね。やはり実際の土砂の流れに従っていないからじゃないかな。

だからそういうことを砂防技術研究所でしてほしいと言ったんですよ。土木研究所もしないんですよ。実際的なそういうものをつくって、各流域ごとに砂防計画論を考えてほしいと。天竜川、利根川、常願寺川など流域ごとに、将来海岸まで害を与えるであろう土砂がこういう状態で存在しているということを整理すればいいわけです。それらの土砂を安全にまた海や下流が必要としているものを流してやればよい。工法は自由にやる。

そうすれば、砂防工法もおのずと違ったものがで

* 芦田和男氏（元京都大学防災研究所長、名誉教授）

きてくるだろう。あるところからはどんどん土砂が出てくる、そこは一定量止めなければいかんけれども、せっかく出てくるんだったら必要なものは下に流していけばいいんだから、つくるときから大きな穴のあいたダムをつくってもいいし、もっと楽しい砂防工法ができると思うんです。天竜川の右岸と左岸と同じものをつくるのは間違っている。

天竜川では、むしろ右岸の土砂を全部流すようにして、左岸側の大西山とかああいう大きいのが出てくる可能性があるところは、思い切ってそういうものに対応するようなものをつくっていく。それから集落があれば土石流対策だ、あとは砂防ダムに大暗渠の断面をつくれればいいわけだし、ここに流木止めでもつくっておけばいいのではないか。あるいは急流河川工法なんかで水制工をしていけばいいということですよ。

それから鹿児島県のシラスなどを見ていると、前法を急にする必要はないと思いますよ。あれも計算してみたけれども、どうもわからないんだね。フィリピンのマカティ地区の高級住宅街に行くと、車がスピード出して走れないように100メートルおきに道路が盛り上がっているわけですね。それと一緒に、いろいろな工法を考えていけばできる。そうすると経済断面になるわけですよ。シラスなんか細かい砂ばかりなんだから、前法2分の高いダムをつくる必要はないと思うんだね。

国会でも議論して、河川計画課長も砂防課長も、「そのとおりで、河川砂防技術基準の見直しも始めることにいたします」と言ったんだね。それを変えないと今のようないことが実現できないんですよ。できてもう20数年たつわけだからね。そういうものを考えて土砂の流域管理が大事だということを言っているんですよ。そうすると砂防工法も楽しくなるんですよ。そのようなことを砂防技術研究所はしなければいけない、そういう約束だったんですよ。それで田畑も「そうだ」と言った。益子所長は何をしていいのかわかっていなかったのではないか。僕から言えばそういうのをしてほしいと思っているんです。楽しいですよ。北から南まで流域で土砂がどういう形であるのかというのを調べていけばいい。

●センター 今うちの砂防部では本省から新たな宿題が出ているんです。例えば利根水系の場合ですが、東京都をはじめ千葉県や埼玉県が金を負担しているというのを、どうやって説明するんだということを

今からもう1回やるのかといったら、そういった観点とはちょっと違うんですね。今、センターはシミュレーションがものすごいんですね。では利根水系の上の方の土砂の流出が千葉の河口まで出てくるのがシミュレーションで説明できるかという、それほどのシミュレーションでもないと思うんですね。流域の土砂の管理というのはどこまでが及ぼす範囲なのかというのを改めて考えてみなければいけない話ですね。

●センター 利根水系砂防だけだったらキャスリン台風のときに東京都は持つべきだった。だけれども、現状になったらどうか、今の姿でどうかという見直しはやはりやっていかなければいかんわけですね。

●センター それに合った砂防工法ならいいと。

●松下 砂防の目的は、土砂の流れとあわせて森林をつくることで水を醸成して出すことにも貢献しているという理屈をつくって、それはダムを介して流れていくということになってくるわけだから、そことの関連もつけながら、ダム負担金も出さなければいかんし、金を持っているところから取ればいいんですよ。しかし群馬県で土石流をやるんだしたらそれは下には負担かけない。しかし、緑になっていくものについては徹底的に取るということもやっていけばいいし、林野庁と一緒に議論はできるかもしれないと思う。しかしやり出すと、今の世の中、金を削ろうとしている時代だから、ポーッとやっていたらどんどん金を取られてしまって……。

とにかく今は災害対策をきっちりすることが大事で、そのためには予防砂防というか、そういうものをきちんとしていかなければいかん。それは直轄砂防区域であろうとそうでなかろうとしっかりやるべきだ。広島のような災害を見たり、長崎とか、福島のような災害を見ていると予防砂防は大切だ。今の直轄砂防は見直すべきだ。今のままなら撤退すべきだと思う。

直轄でやっている区域とそうでない区域との間に整備に差が出てきて、災害が起こっている地域を見ても、ほとんど施設が入っていないとか、もっと全体を見て砂防の施設配置計画をたて、必要ところに配分すべきだという議論が出てきますよね。

●センター 今のはちょっと誤解を招くような発言だと思うんですが、流域砂防から撤退していいとい

うことは、さっきは流域土砂管理と言われましたね、流域土砂管理と流域砂防というものは……。

●**松下** 今やっているような直轄砂防からは撤退した方がいいということですよ、説明つかないから。だから、流域の土砂管理をきちっと仕上げて、それに応じた砂防工法をするんだったら下流の東京都からも金を負担してもらおうという仕組みをつくらなければいけません。土砂を止めるのは土石流でやります。しかしどこかで流れていくからその分は少しはいただきますよ。緑に復元する分は下流からも負担してもらいますと言えばよい。

●**センター** ただ、地先だけだというように割り切るにはまだ早いんじゃないでしょうかね。今のところはモニタリングをしてやろうという形で、実際に天竜川にしてもそうですし、いろいろなところで流域的なものがどれだけ関係するかをもう1回さかのぼって見ようとしているんですよ。

実は今、センターの砂防技術研究所が計画して、研究所のスタッフといっても限られておりますので、今のところセンターの技術屋はすべてが研究員だと、そういう心意気のもとに自主研究を実施しています。シミュレーション研究ということもテーマの一つになっていて、山の上から海までシミュレーションを具体的にモニタリングなどのデータを入れて、そういうのがどこまで説明できるのかを検討しています。特に時間のスケールを入れて、プログラムをつくったりしてやっています。できれば中間的にそのあたりの成果も先生に聞いていただければありがたいと思うんですが……。

●**松下** それと現実的な問題として、例えば桜島とか始良カルデラ周辺を含めて危険地がたくさんあって、大雨が降ったらまた平成5年8月6日の災害のようになるところがあるわけですよ。本当はああいうところも含めて新しい直轄砂防というものを生かしてもいいわけですよ。ところがあそこで直轄砂防をやろうと思ってもできないわけですよ。それは県が二つにまたがっているとか、それから工法が難しいとか、砂防法6条であるとか、そういうところに合うところを探していったって、今本当に砂防法に合うような工事はどこかでやっているのか、砂防の事業を維持するとか、純粹に砂防のあり方を考えたときに、どこにどう予算を配分してどういう負担割合でどうしたらいいのか、そして新しい直轄砂防に取り組んでいくということも必要ではないか。

砂防と治山との調整も限界があって、1年間に10億円か20億円くらいの事業規模しかできなくて、本当は500億円くらいの規模でやればよいと思うんだけど、そういうことを県知事とか県の実際にやっている担当者ともことん話し合っ、新しい災害対策、それから海岸が必要としている土砂、河川に集中している土砂を流すための我々のやるべき仕事というのはどういうことなのかということ話し合っ、やらなきゃいかんのではないかと思うんですね。

●**センター** 私どもそういう実務に当たっているいろいろ考えるときに、砂防は砂防でこれまでは土砂を止める、あるいは今で言いますと、流域総合を考えたときに下流に対して無害の土砂を流しましょう、その背景としては、海岸線が後退している、河川も河床が低下している、けれども、実際に連続して土砂を流そうとするときに、砂防、河川、海岸というブロックごとにこれまで個別に土砂を扱ってきて、その中で対策をしていたものですから連続性がない。もっと具体的に申し上げますと、計画高水流量も違うし、許容流砂量という概念も全くないわけですよ。

そういった中で砂防ダムでスリットあるいは大暗渠とか無害の土砂を流そうという計画があっても、河川改修のところで、流路工の中で湾曲の蛇行するところで土砂がたまってしまうたり取水堰があったりして、そこで土砂が不連続になってしまう。そういうことを考えますと、砂防、河川、海岸という枠を一気通貫とした計画を持つような場が議論されないと、さっき先生がおっしゃったような流域の問題は解決できないのではないかと思うんですね。

要するに、砂防でやるだけのブロックを考えますと限度がある、それをなくすためにはどうしたらいいかといいますと、さっき申し上げましたように、上流から下まで河床の変動の特性を知ると同時に対策工をやるためにもっと行政が一体となった仕事をしないとなかなか難しいのではないかと。最近考えています具体的な例を申し上げますと、土砂を流しましょう、これは危機管理に対応したダムでいいと考えましても、合流点あるいは下流で河川改修が遅れていますと土砂は流せません。ではどうしたらいいかということ、砂防はそこで、その河川改修工事に見合った土砂は当面流しましょう、けれども、これから21世紀を迎えたときに、おそらく新しく施設を

つくるということよりももっと管理的なものが必要になってくるのではないかと。となると砂防の構造物そのものも21世紀を迎えた管理を考えながらの構造物をつくらなければいけないのではないかと。現状はこれだ、河川改修を見て、海岸の状況も見て、こういう状態であるけれども、将来はこれが望ましいという姿を見据えた上でそういう砂防計画、施設を考えるべきだろうと最近つくづく感じているところなんです。

●松下 そのとおりですよ。ですから僕が言っているのは、多目的ダムというか、大きなダムが完成したりすると砂防計画が一変するんですよ。だからなお流域の土砂管理ということを行っているわけで、ダムができたときとできなかった場合を考えると、できたら海岸までの土砂の流れは変わるわけだから、そこで一たん切れるわけだから、海岸で必要としている土砂をどう流すかという、今度はその下から流すほかないわけだから。やるんだったら将来の大規模崩壊に対応する工事をやるとして、あとは大きな穴をあけて流していくとか、そこで何もかも止めてしまうような砂防工事ではなくて、100年か50年に1度起こるものに対してきちっとしておかなければならない、あとは土砂を流してその維持管理をすればいいわけですよ。

流域土砂管理で一番大事なのは、土砂の流れを海岸までフォローしながら、過去の経験も入れて対策工法も変化していくということなんですね。最後はあなたが言ったように維持管理になりますよと、そこがものすごく大事ですよ。今それがほとんどないでしょう。直轄はつくるだけですから、プロジェクト・ワークオフィスですから、終われば県に引き渡すということですから。その引き渡しをしない。まだ治まっていない。渡すところまでいかないから継続してやっている。

しかしそういう雑念を一切払って、土砂の流れを追いながら、今、何が流せない土砂で、何が流せるような土砂なのかというのを1回流域ごとにきれいに洗ってみて、そこから我々の存在価値が見えてくる。砂防で維持管理が必要だということを直轄を含めて、新しい要請に対して法律をつくらなければいいわけですよ。

そういうものを含めて流域の土砂管理という思想を、上から下まで一気通貫流して、ダムも入っているわけだから、そこで土砂がどう切れるのか。新し

くどうすればいいのか。海岸まで流せるのかということを検討していけばいい。これからは維持管理だし、直轄砂防という概念をどこに求めるか、ある面では現在のやり方での直轄砂防から撤退し、別の新しい意味をつくってもいいのではないかと思うんです。そして必要ならあらためて下流の東京都からも負担してもらおう。美しい水を砂防によってつくっているんだと。それと林野庁の治山、森林整備との合体、協調だね。

それはものすごい大改革になるんだけれども、砂防法は100年たってそれは立派な法律だし、砂防の目的そのものでやるべきところはたくさんあると思うんだけれども、利根川を見たり、常願寺川を見たり、多治見の砂防を見て、地域の特徴ある新しい直轄の考え方は必要だね。

●センター 日ごろ思っていることなんですけれども、今、時間雨量で50ミリ降っても昔みたいな大きな災害は起きなくなった。ただ、小河川で建設省と補助河川が連結するような区間のところで意外と工事が遅れておって、しかも災害が多いのではないかと思うんです。それはなぜかという、さっき言いました計画論の違いもありますが、もう少し流砂の全体的な連続性を考えたり管理を考えたりすると、従来の砂防工法にこだわらないような、イメージとしては扇状地の流路工みみたいな、改修工事の流路工というイメージしているんですけれども、そういう接合部の対策というのは、災害の関連であまりニュースにはなっていませんが、これからは多分出てくるような気がするんですが、その辺は先生はどのようにお考えでしょうか。

●松下 やはり河川砂防技術基準を全部見直さなければいかんと思うよ。それと、砂防だ河川だと何となくできておって、そこのところの議論を（例えば流路工だったら河床勾配100分の1までで、そこから緩いところはしないとか。それは例外もいろいろあって、歴史的なことでここは砂防がやるんだというようなことになっているけれども）一度流域ごとに課題を整理しておく必要がある。そのときの整理の仕方は流域の土砂管理なんですよ。それに応じてここは維持管理を徹底的にするとか。ここは土石流対策をするとか。ここは大暗渠で100年後の大崩壊に備えるところで、小規模崩壊などはどんどん流せ、それに対する災害復旧とか急流河川工法でこうしていけばいいと。そんなことを含めてもっと少ない予

算で効果的な方法でやれるのではないか。そのようなことも考えないといけない。何のシミュレーションをしているか知らんけれども、流域の土砂の状況に合わせた砂防をし、魚も上っていくような形のものにしていかないといかんと思うんですね。

ですから、前年度伸び何%という予算の累進制度でやっていくことが海外の技術協力も経済協力も含めてみんなおかしくしているところがあって、前年度何%と必ず前年度より伸ばしていかなければいかんのか、何倍も増やすところと減ってもいいじゃないかと思うところもあるわけですよ。

●センター 計画論がはっきりしていないということですかね。

●松下 必要なことは必要なんです。それは広島のようなことが起こるし、研究をもっとして予知予測能力を向上させるなど流域の土砂管理が必要なんです。そういうことを砂防技術研究所はやるべきだ。流域ごとの土砂管理をやる。しかもそれは実際的なんだから。そこで得たものをセンターの技術各部の方でやっている仕事に生かしていく。そして建設省の方にも問題提起をしながら、こういう計画論でやっていこう。ついては砂防法を変えよう。そうしたらすぐつくってあげますよ。3ヶ月で通せるはずですよ。

●センター 今、先生がおっしゃったことまさにそのとおりです。センターの中でも議論をさせていただいています。今までの基本計画はおっしゃったように説明できないところがたくさんありまして、土砂の出方とかそういうものを、一つの洪水だけではなくて、10年、50年、100年といった流れでこれまでどういったことが起きたかということを確認していこうといった議論をしているところなんです。今までその場所でどういったことが起きたのか、これからどういったことが起き得るのか、そういうのをまず把握した上で説明できる土砂の流れというものを考えようということで今議論をさせていただいています。

今までどういったことが起きて、これからどういったことが起きるのかというのを災害シナリオという形で説明できたらどどん外に向かっても言えるし、いろいろな意味で違った砂防事業ができるのではないかとということで、砂防課の調整官とか補佐等の御指示をいただきながら議論をさせていただいているところなんです。

●松下 シミュレーションをやるというんだったら、まずありのままの何も施設が入っていないままで1回土砂を流してみる。それを50年間流してみる。そのあと現在の大規模な施設を入れて流してみ、そして海岸線までどんなことが起きるのかシミュレーションしてみる。海岸の維持も必要なんだから、大ダムから下は土砂を止めない。するなら100年後に備えて大暗渠をつくって土石流対策をしておく。流木止めをつくっておく。また急流河川工法で流していくことを考える。上流域は大ダムの問題もあるから徹底的にしていこうとか、そういうものを入れながらシミュレーションをして、この赤く塗ったところが土砂が流れていくところだったら海岸までどのように流れていったかくらいわかってきますよね。そのように形でしてみる。

●センター これまでの直轄砂防を否定する人はいないんですけども、今後今までのような形で必要かというのは必ず経済学者の先生から言われるんですね。

●松下 一定の整理というか、法律改正と技術基準の改善なんです。そのもとはやはり土砂の流れなんです。我々の対象とする土砂がどういう状態で流域に存在しているか、今危険なのと将来危険なのと、この2つだから。今危険なのは山にあるか、地すべりなのか、溪流なのかによって分かれていますのでね。そして、下流の海まで流してやるという計画論だね。

●センター 舟運をやっていたときの淀川砂防というのは必要だったんです。だけれども、今の淀川を見てそのままやり続けるというのはやはりおかしいですね。

●松下 役人は周囲が黙っていればいつまででもやっているわけに変えないんですよ。その方が安心ですからね。だから大蔵省も御存じのように、日債銀でも長銀でも平気でやるわけだから。そこは変えるべきですよ。

これは全く次元の違う話なんだけれども、国の予算は81兆8,601億円なんです。「ハイ、ヤロウ、アトイッポン」というんですよ(笑)。1億2,500万人いて税収は50兆円ですよ。50兆円切って47兆円しか入らないんですよ。予算は80兆円で組んでいるんです。50兆円しか収入ないのに30兆円は借金で国債です。利子をつけて返さなければいかんわけですね。支出は幾らかというよりは50兆円あるんです。30

兆円は国債の返還が半分、あとの半分の15兆円は地方交付税として国が県や市町村にやるわけです。

●センター 最近ではアカウントビリティの世界に入ってきてますね。なぜこれが必要かということをおっしゃるといかなのですよね。

●松下 金の配分の仕方が間違っているんじゃないんですか。予算がどんどん伸びているときならいいよ。福田大蔵大臣が異常異例と言って本予算でも20%伸ばしたんですよ。補正でまた30%くらいつけたんですよ。1年たってみたら1.5倍になっているわけです。そういう時代が4～5年続いたんですよ。それで50年代に直轄砂防を入れたり、それはそれでいいんですけれども、大きな直轄砂防を広げていったんですよ。そこから今の500兆円の借金地獄が始まったわけだから、国家的価値から見ると治山ともっと上手に連携しながら安くて効果的な工法を張って、しかも土砂の流域管理が一番大事なので、土砂管理をしてそれに必要な対策工法を楽しくつくってあげていいわけですよ。

その中には当然維持管理も入るし、新しいものも入れていかなければいかならう。今の直轄はプロジェクト・ワークオフィスで、たとえば5年間やったら引き上げて次に行くのだから、本来は直轄で維持管理がないというのはおかしいが、原則は補助砂防なんだから。そして異常異例な場合と両県にまたがる場合に直轄でやる。こうなっているわけだから、補助で県がやっているのを応援するのが主流なんです。それが主体でやっているわけだから。地すべりとがけは別ですよ。

●センター 私が監察官のときに河川事業が監察対象となりまして砂防をやったんです。そのときに砂防法などを読んでいて、もう100年になるなということいろいろ調べたんですが、砂防法は河川法よりも1年後にできましたね。今もずっと生き続けていますけれども、どういう方が砂防法をつくったのかちょっと興味を持っているんです。要するにそこまで考えていたわけですね。その後、河川法は大改正があったわけですね。まだ砂防法はずっと生き続けているんですけれども、民法と同じく片仮名ですね。そういう意味では大したものだなと思っているんです。どなたが携わったのかなと、その辺を私もちょっと知りたいなと思っているんです。もしおわかりでしたら教えていただければと思います。

●松下 一般的なことしか知らないので説明できな

いんですが、やはり淀川が出发点で、淀川水源砂防から始まっていったというのですけれども、それはあくまでも原点です。河川法と森林法が明治29年にできて、それだけでは日本のこの急流河川は治められないということでそれを補完するという意味で砂防法ができたのは間違いありませんよ。河川法の補完法なんです。ですから、治水のための砂防となっているのはそこにあるので、砂防だけで独立して治水を完成する思想を持っていないんですよ。治水上の砂防ですから、あくまでも河川法を補完するものとして、治水を助けるという意味でやったものなんです。それは治水をやっていくための河床が上がってくるのを防ぐという淀川からの発想だったことは間違いありません。

そこで3分の2と補助率をしたりしているのも、ほかの治水事業から比べていくと高い補助率でやったのは間違いのないと思うんですね。

●センター たまたまその法律を作成するときに携わったという方も余り出てこないですよ。技術の人が携わったのか、それとも法律屋さんなのか、その辺がわからないものですから……。

●松下 僕も聞いたことがあるんですけど……。

●センター 法律なんか見ているとどなたがつくったのかなとちょっと疑問が起きますね。今の法律だったら政府の人が携わってどういう人が考えて出したかというのは何となくわかりますけれども、明治の時代にあれだけの法律をつくったというのは……。

●松下 渋谷君がうちの補佐になって来てくれたときに、彼が徹底的に調べたんですよ。古いのを砂防会館から持ってきて全部調べて整理してくれたことがあって、我々一堂目を剥いて驚いたことがあるんですよ。やはり技術屋集団だから、土石流対策をやらなければならない。それに必要な砂防指定地の範囲をどうするかくらいでやっているから。根本からやってくれたのは渋谷君なんです。あの人は砂防法というものの見直しをしてくれた人ですよ。

●センター 何年かの見直しで、危険溪流はたくさん指定されたんですけども、砂防指定地にしていないということを私が監察官のときに指摘したんですよ。そのときに渋谷さんがいて対応してくれたんですね。

●センター これからの砂防行政ということでお聞きしたいんですが。砂防部長として経験されていた事業そのものと、現在政務次官として他省庁から見

たときの砂防行政、それに中央省庁統廃合によりまず、流域一貫通貫といいますか、海岸も含めた形での土砂流出の管理、その辺をこれからの砂防行政としてお話し願えればと思いますが……。

●**松下** 砂防部長として砂防のど真ん中でやっていたときの考え方と、今政治家として行革嵐の中でいろいろやってきて、全く変わりましたね。国家の予算が80兆円のうち50兆円しか収入がなくて30兆円は借金でやっているということをご20年間続けてきて、これからも続けていくといったときに、もう一度根本から私たちの砂防事業の中身を見直していく必要があると感じますね。それはお金の多い少ないという問題ではなくて、我々が今対処しなければならない災害防止とか流域の河床の維持とか、海岸線の維持とか、土砂に関連するわけですが、今我々に与えられている予算が本来やるべきことに対して適正に分配されているか。されていないのではないかなと思うわけですよ。それは僕流の整理の仕方なんだけれども、されていないと思う。それは流域の土砂管理という、さっき言った水源山地から海までの流域の中で危険な土砂もある、流すべき土砂がある、それに対してどうすべきかという点で再配分し直すべきだと思っていますね。

●**センター** そうすると工法プラス行政の管理として、下流の方の負担のお話も出ていますが、どういう形が国政の立場から見ていかれたとき適切な形なのか……。

●**松下** 最下流の海まで責任を持ってやるべきですよ。土砂のことを一番考えているのはやはり砂防だと思うんですが、砂防の人たちも海のところまで本当に考えているかというと考えていない。考える立場にあるのは私たちだけでも、考えていないのではないかと。実際そういう面で勉強をしていないのではないかと思いますね。ですから、ここは中間に大きなダムが幾つか入っているけれども、それもあわせて土砂の流れがどうなっているのか、その中で我々が対象とすべき土砂はどれなのか、そのうち流すべき土砂はどれなのか、きちっと止めて対処すべきものはどれなのか、それはわかるわけだから、それに対応した工法を考えればいいわけですね。だから維持管理とか、必要なものはつくっていく。流域の土砂管理というものをしっかり作り上げて、その中から新しい直轄砂防の意義、県に対する補助の砂防の意義、土石流対策をどのようにすればいいか

ということを地域の負担金のあり方も含めて整理すればいいと思うんですよ。それに対して負担のあり方はどうなのかということをし新しく考えていく。これは大変な議論になるし、砂防部は要らない、全部係でいいとか極端なことになるかもしれないけれどもね。しかし現実には21世紀まで耐えられるような中央省庁再編もしたし、砂防部計画課と整備課をつくったし、海岸室も入れたわけだから、安心してやっていいわけですよ。これは実際的な問題として砂防技術研究所がきちっとやればいい。そして砂防法の改正だ。

●**センター** 今言われた土砂管理という中で、新しい発想で、しかも21世紀を見据えて、コスト縮減もあり、しかも自然環境との調和も図る、そういう中で新しい発想のもとに、我々が現場で経験したものを形に残すということは一つのアイデア、開発ということになると思うんです。今先生のお話しされていた大きな暗渠もまさにそうでありますし、土砂をコントロールするというのもそうでありましょうが、これからそのような開発に対して研究することも必要ではないかと考えるんですが。あるときには土砂を流す、あるときには土砂を止めなければいかん。そういうことも砂防技術研究所として今取り組んでいるところですが、その辺は続けさせていただきたいと思うんですが……。

●**松下** 当然ですね。ですから、とらわれない発想でしなければいかんですよ。

●**センター** とらわれないと今おっしゃいましたが、河川砂防技術基準、いわゆる基準にとらわれないということ……。

●**松下** 部長が通達出せばいいんですから。昭和52年につくった河川砂防技術基準があるけれども、これはないものとする。そして流域の砂防計画をつくりなさいといってみんなそれをつくれればいいですよ。

●**センター** 実は私、インドネシアの河川を見て、ああいう金の少ないところで事業をつくりながらもすごく効率よく生活の知恵で彼らは仕事をやっているわけですね。そういうアイデアは多分日本にもあったんだと思うんです。赤木正雄先生が本を書かれて、同じ流路工であっても今の画一的な流路工ではなくて場所によって考えなさいと言っておられます。そういうのを知りながら一方で海外でそういうものを経験してきますと、これからの21世紀のこと

を見据えますと、そういうことを生かしながらもう一度原点に戻って物を考えるような姿勢が必要ではないかというようにつくづく思うんですね。

●**松下** 役人は法律に従って仕事をするし、いろいろな技術基準とか基本的な考え方で役人は仕事をするわけで、それがまた役人の仕事だしね。税金を使う上で、一定の基準は必要なんだけれども、それも100年たって振り返るときに、今言ったように、流砂も含めて海岸維持も含めての土砂の対応なんだから、それをきちんと整理しないで何をシミュレーションして何をしようとするんだということになるわけで……。

●**センター** 例えば100年後を考えたときに日本の社会がどのようになっているかなということを考えると、確実に人口は減っていくわけですね。これから高齢化社会と少子化ですよ。そういう状態で100年後にどういふ日本の社会になっているのかなということも一方では考えないと、どこでもやみくもに一律にという話ではないと思うんですね。

●**松下** だから次に言おうとしたのは、砂防というのは人間とのかかわりであるわけだから、土砂があるだけではないので、守るべきものは何なのか。どのような自然を残せばいいのかということになるわけです。それもまた新しい価値観として入れて法律をつくる時期なんですよ。砂防法をつくるんですよ、流域土砂管理法でもいいじゃないですか。環境も入れてそういうのをつくれればいいんですよ。地すべりとか急傾斜地対策は別だと思えますよ。そういう考え方でやらなきゃだめだと思うんです。自然の復元をしながら、そういう時期だなと思っているし、昔の人たちは、淀川水源砂防にしても、古い時代の養老のころからやっている堰堤だって何も砂防計画があってやっているわけではないんですね。上手に100年も生きているじゃないですか。我々は大蔵省との予算獲得闘争のためのあれをつくっているわけで、それにとらわれて自分たちの本来やるべきことを技術者として間違ったらいかんと思うんです。それが砂防・地すべり技術センターの仕事だし、砂防技術研究所の仕事だし、そこはきちっと骨太のものをつくっていかなければいかんと思うんです。

●**センター** ところで今度省庁の再編になりますと、本省はどちらかという現場の仕事よりは、法律とか、どちらの方向に政策を持っていくかとか、そういう方向に行くんでしょうね。そうでもないで

すか。

●**松下** 僕らは土砂災害防止という崇高な目標を持っているんだけど、割と説明しやすいと思うんですよ。それさえ100年たって、しかもいろいろな時代の流れの中で本来の砂防法から考えると相当中身が変わってきた。あの岩木山の土石流災害から23年たつのかな。土石流裁判になったのはあれが初めてだったんだけど、23人死んだのかな。そのときに問題になったのは、土石流対策は砂防法の仕事なのか、どこで読むのかということだったんですよ。僕は砂防の災害裁判の国の第1号の証人だから岩木山の裁判で法廷に出たんだよ。

●**センター** あれはたしか昭和50年8月6日、ちょうど明日あたりですよ。

●**松下** 葛西さんは青森なんだね。大工原さんが傾斜地保全課長で青森に出張して、その夜はねぶた祭りではねていたんだよ。災害が起こって青森県が駆けつけると同じくらいに本省の課長が出かけて行ったので、さすが砂防課だと（笑）。そのときに裁判になって、要するに土石流対策というのはどういう経緯でやるようになったのですかとなくなったわけですよ。通達は何に基づいてやっているのですかと。僕は1人で大変だったんですよ。国の証人の第1号だから、こてんこてんにやられたんですよ。裁判記録を読んでもらいたいね。

●**センター** 土石流という言葉はいつごろからできた言葉ですか。

●**松下** あれは昭和42年かな。足和田の西湖の災害、あのときにできた。それ以前には山津波という表現で通達が出ているんですよ。あのときもまだそういう表現だった。警戒警報しろということがあったんだけど、その後から土石流という言葉が使われ出した。建設白書に土石流という言葉が出たのもそのころからですよ。

そのときの裁判で土石流対策というのがどういう形で行われてきたかという経緯を僕は説明したんですよ。僕の裁判記録読んでみてくださいよ、感動的ですよ。よくここまで勉強したなと（笑）。最初の砂防法をだれが作ったかというさっきの質問もいい話だよ。

●**センター** センター資料としてバックナンバーで残すべきだと思うんですね。

●**松下** もう20年前からそれを言っているんですよ。センターの図書館にそういうのを入れてファイ

ルごとに海外部門はここ、土石流はここ、砂防法に関連するのはここと分けて……。していないだけでよ（笑）。

●センター 聞いたのは初めてですが、それはぜひやりますよ。

実はこの間から広島県の災害で、ああいうところに住むこと自体が悪いとか、そういった建築関係の問題については法律そのものをただすべきだと総理に言っていたのは先生ですし、この間「砂防と治水」で、郵便局の配達員も一番地域を知っている人なんだからもっと活用すべきだと。例の野田大臣の発言がありましたね、あのあたりを少し補足していただければと思いますけれども……。

●松下 もう補足することもないですよ。道路情報は郵便局も加わってやっている。総理官邸での広島県災害報告は極めて意義があるものだった。

●センター 確かだなと思ったんですね。

●松下 郵便局というのは小学校と同じくらいの割合で1つあるんですよ。全国で小学校よりちょっと多いくらいかな、市町村は3,230。合併したから3,229くらいになっている。そのくらいきめ細かあるし、僕らが政治で後援会をつくるのは大体小学校に1つくらいの割合でつくるんですよ。そうすると理想的なんですよ。中学校になるとまたちょっと変わってくるんですけども、だから小学校の単位くらいで1つの後援会をつくっていくわけです。そうするとかなり緻密な政治活動やら災害対策ができるんですよ。僕なんか毎週帰って山やら田んぼや畑を見ているんですよ。災害が起こったらあなたたちよりも早く行っているもの。

だからそのくらいきめ細かに郵便局はあるんですよ。必ず1軒1軒みんな知っているんですよ。だれは未亡人で、だれが離婚してとか、だれがやもめでとかみんなわかるわけですよ。だから頼んで、ひとつこれを張ってくださいといって危険箇所を持っていけばいいんです。むしろ「あなたの家はここです」くらいまでして印をつけていけばいいんです。ただ渡してもだれも見ないですよ。僕らは毎週行って自分たちの政治活動で、松下はこういうことをしましたとか、1年間の政治でこんなことがありましたと書いて置いていって、2週間後に行くとそのままきれいにたたんで置いてあるもの（笑）。だから僕は袋に入れるなって言うんですよ。出して散らばしてこいって言うんですよ。そうしたら拾わなきゃいか

んからね（笑）。あなたたちは知らんでしょう、ただ置いてくれば見ると思っっているけれども、危険箇所なんかだれも見ないよ。

そういう点では郵便局の協力は必要ですね。そういうことで、道路状態とか山道とか一番きめ細かに知っているのはその人たちだから、いろいろな危険箇所を郵便局に置いておいて配達のとくに持ってもらう。雨のときにはこの水が出るとかくらいは知っているだろうから、そういう情報は教えてもらう。僕は、危険箇所をその危険区域の人たちに教えてやって、あなたのところはこうですよということをそれぞれつくってやればいいと思っているんですよ。こんな1万分の1の地図をつくってやっても自己満足でだれも見やしないよ。

●センター 先日、去年の土砂災害が発生した6市町村の担当で特に総務課長さんですけども、集まって座談会をやったんですよ。そのときに話があったのは、一番いいのは自主防災組織をしっかりとやったところ、特に函南町の総務課長が言っていましたけれども、ああいう組織は地元しっかりと根づかないと行政がやっただけではやはりだめだと。先生も今言われたように、地元の協力体制といいますか……。

●松下 それはできないですよ。どんなに地域防災計画をつくったり訓練しても実際にはできないですよ。それでもリーダーが1人よくわかっている人がいればできますよ。土砂災害防止月間をつくって建設大臣表彰をしたんだけど、そのときに鳥根で昭和58年と60年に1年おいて災害があったんですよ。三隅町とか益田市とか浜田市とかあの辺がやられたんです。流木災害と言われたのはあそこがきっかけになったんだけど、ものすごい流木の山だったんですよ。最初の災害のときにみんなで励まし合ってつくった施設ができ上がったところに2回目に同じようなのが来てやられたんです。

三隅町へ行ったら役場の正面に、「役場の皆さん、せっかくここまで来たのにまたやられました、しかしみんなで頑張ってください」という小学生の檄文が張ってあったんですよ。そのときに砂防計画とかそういう計画のむなしさというものを感じたわけですよ。

そのときに益田市の市長さんが梨田という人で、近鉄でキャッチャーしていた梨田というのがあって、それのお兄さんだったんですよ。そうしたら昨

日、農水省の畜産をやっている人たちの会に出ておいたら、私のおじさんに梨田というのがおる、益田市出身で市長の親戚だということだったですね。

そのときに言ったのは、大災害のときに、益田の近くに建設大臣表彰をした集落があったんですよ。それは集落のリーダーというか、公民館の館長さんが、これは危ないと思って自分で竹の棒を持っていて1軒1軒たたいて回って、ここに避難しなさいといって避難させた。その後ものすごい土石流が起こって逃げていたので助かったんですよ。それは建設大臣表彰したんですよ。地域防災計画書を見たらきれいに書いてあるし、逃げなさいとも書いてあるし、連絡網も書いてあるわけです。だけれども、しないんですよ。役人の仕事としては当然地域防災計画書も書いておかなければいかんけれども、それをやる人たちもリーダーの意識一つで変わるわけです。リーダー養成が大切だね。

そのときに安全な場所に避難させなかったばかりに全部やられたのが鹿児島島の金峰の地すべりですよ。逃げなさいといって逃げた家にドーッと来たわけですよ。避難地までは溢れている川を渡って2キロくらい歩かなきゃいかなのですよ。そこに指定されているところがあったけれども、行けないですよ。ひとつ間違ったら谷底へ落ちてしまう。だからこの高いところに避難したらやられてしまったんですよ。もっときめ細かにしなければいかなのだけれども、そこまでは国はできないよ。やはり地域がしなければいかな。災害の避難場所って難しい。雨量計をつけなさいとか、避難所を設定しなさい、こうしたら逃げなさいといって場所も設定しても現実には実行できない。青森県の砂防課もみんなそれでやられている。こっちはサービスでやっているんだけど行政責任をとられることになる。やるのは自治省がやるんだからね。予警報のサイレンだって砂防でやるものなのかどうか。

●センター 微妙なところですけどもね。

●松下 どうも砂防というのは技術屋の課長がおって、正義感だけでシャカリキになって、こうしなければいかな、ほかの法律も何も見ないでこうやるから……。法律の勉強が必要だね。

●センター この間の広島の時も、今回随分変わったなと思ったのは、委員の先生の中から、今まで何か事故があったりするとすぐ行政に責任を押しつけるような感じだった、マスコミもそうだけれども、

そうじゃない、そこに住んでいる人たちが事故の自己責任をもっと追及すべきだという意見が出てきていて、このごろそういう話も変わったなと思ったんですよ。

●松下 砂防法ということでいえば、土砂管理法か土石流法とか何かをつくれればいいんですよ。そのときに自己責任を入れればいいんですよ。

●センター 一応災対法には書いてあるんですけども、それが徹底していないんですよ。

●松下 それをおせっかいしていろいろなものを通過として踏み込んでやるから変なことになる。

昭和20年代に呉を中心として災害が起こったでしょう、あのときに広島県全体で2,560人くらい死んだんですよ。そのときに呉市がつくった床止工があるんですよ。その堆砂地に家が建っているわけです。

●センター やはりあれは砂防施設なんですよ。袖があったのは確かに見たんです。右岸側はあったんですけども、その横に側溝みたいなのがあって、左岸側は何もなかったんですよ。

●松下 本来あそこは氾濫地であって床止で止めてあるわけなんですよ。

●センター これはどう見ても袖だよという話をしていたんですよ。

●松下 読売新聞の一面にバーッとその写真が出ていますよ。そういうのをどうするかということですよ。それにいちいちお金まで払って立ち退くかといったら、やめろ、そんな甘いことするなと、そんな行政じゃないもの。自己責任でやらないと。ここは入るなという規制をかけるときに、「ここはこういうところですよ、それでもいいですか」と言って始末書を書かせればいけれどもね。小淵総理が直接対応を指示したのは当然だ。

●センター その辺が小淵総理発言につながっていたんですか。

●松下 そうですよ。そういう話を持っていったんですよ。「ここに専門家がいるけれども」って僕を指して、「君も責任あるんだろ」って言われた。「私も災害のあるたびにこんなことを聞いている。もう20年くらい聞いている。まだ直らないのか」って……。それで僕は、農林省の耕作放棄地もある、そこに家を建てりゃいいと言ったんですよ。そういうものも含めて行政がほったらかしている部分があるんだよね。

おもしろいんですよ。多治見の直轄砂防の区域だけれども、50年前に始めたときと今とでは家の住み方が違ってきている。昔は一番上流に砂防堰堤があって、そこから3メートルくらい下げて流路工をつくりながら来たんですよ。今はもう都市開発が始まって最上流の砂防ダムの上流にまで家が建っているわけです。だからもっと河床を下げなければいかんわけです。それで僕は困ってしまって、この砂防堰堤は壊そうと言って壊したんですよ。2メートル下げたんです。3つくらい下げて、1つは壊したんですよ。

よく見ると新しいところの工法ばかりを考えているけれども、今までやってきたところの砂防施設だとか維持管理も含めて改善とかやり直しがいっぱいあるんですよ。多治見の都市砂防の密集地などは、要するに川をいじめて側溝にしているわけです。本

来そこも3メートルとか5メートルくらい広げたいわけですよ。広げて家を退かせて作りたいたいんだけど、そういうこともできなくなっている。何しているかといったら、その上の方に砂防堰堤だけつくっているわけです。あとの流末処理は何もしていない。そのこの努力をしないわけですよ。砂防法にはソフトが何もないわけだから。ソフトのない、管理のない法律というのは発展しないですよ。砂防指定地も免税措置も含めて特典措置がピシッとあるようにしなきゃいかんですね。

●センター 今日のお話を伺って、我々は枝葉末節ばかり見て、結局細かいことばかりやっていたんだなという気がいたしました。今日のお話を業務に反映していきたいと思います。今日は遅くまで誠にありがとうございました。

●プロフィール●

京都大学卒業後、建設省に入省。昭和45年に外務省経済協力局に出向し、インドネシア公共事業省に派遣される。インドネシアとネパールで砂防技術センター設立。大分県砂防課長時代、一村一品運動に参画。

雲仙普賢岳の土石流災害にはヒゲの鐘ヶ江市長と共に建設省砂防部長として不眠不休で対策に取り組んだ。平成4年建設省を退官。

同5年衆議院議員選で初当選、同8年2期当選を果たす。

一期生時代に農林水産委員としてコメの自由化反対を訴え松岡利勝議員らと共に国会議事堂前に48時間の断食座り込みを敢行。その後、麦対策等小委員会委員長や農林行動隊隊長として若手議員と共に数々の難題や価格交渉等に尽力。阪神淡路大震災でも防災・災害対策のプロとして即断即決で単身での現地調査から予算措置まで大活躍した。一貫して農林水産業、公共事業の分野で活躍したが一方、福祉関係では障害者対策のバリアフリー問題を厚生委員会で取り上げ大きな成果を見た。二期目当選後は、議院運営委員会・農林水産委員会・災害対策特別委員会の各理事にも選任され与野党間交渉に奮闘した。党では農林・建設・地方行政・社会・交通の各副部会長などを歴任、中でも畜産・酪農対策小委員会委員長

(連続二期)や林政基本問題小委員会委員長、国有林野問題小委員会委員長代理として抜擢され持ち前の行動力を発揮し、各方面から多大な評価と期待を寄せられる。現在は小淵内閣で農林水産政務次官を務め行動派として頭角を現わし政権の一翼を担う。地元では地域おこしの「平成の松下村塾」300人を率いる塾長でもある。京大時代は応援団長としてアメリカンフットボールを日本一のチームにした立役者の一人でもある。

尊敬する人物●緒方洪庵

信条●「人」という字をほんとうに書ける人間になること。

「うそをいうな、弱い者をいじめるな、負けるな。」

愛読書●「故郷忘れ難く候」「坂の上の雲」など司馬遼太郎作品

趣味●歴史探訪、民族音楽、歴史小説読書、沈壽官氏の陶芸作品鑑賞

座右銘●「受けた情は石に刻み、懸けた情は水に流せ」

「砥柱中流」「敬天愛人」

著書●「自然の復元」(山海堂)など多数

家族●妻章子(昭和16年生まれ)、母タカ子(大正3年生まれ)と鹿児島県川内市の自宅に住む。長男真一は北海道の富良野、長女麻子は東京にて独立、生活している。